

南海トラフ地震発生時の交通規制計画

1 趣旨

南海トラフ地震については、平成24年8月に中央防災会議が公表した被害想定によれば、最大で死者数約32万人、建物被害（全壊及び焼失）約239万棟等の甚大な被害が生じるとされている。

また、地震調査研究推進本部が発表した海溝型地震の長期評価（算定基準日令和4年1月1日）によれば、南海トラフの領域で今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの大地震が発生する可能性は70%から80%とされており、切迫性の高さが指摘されている。

本計画は、中央防災会議において示された被害想定や「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（具体計画）を踏まえ、広範囲な災害応急対策を的確かつ円滑に実施することができるよう、あらかじめ緊急交通路指定予定路線等を定めるものである。

なお、本交通規制計画の策定に伴い、令和3年6月に策定した「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」は廃止する。

2 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

南海トラフの領域が震源とみられる地震が発生した場合は、発災後、道路管理者と連携して緊急点検箇所の点検を行うことを通じて、緊急交通路指定予定路線における道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。その上で、被害が甚大な地域については、必要に応じ、道路交通法に基づく車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、緊急交通路指定予定路線のうち、被災状況、当該路線及びその周辺の道路における車両の通行状況に鑑み、実際に緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係都府県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通

規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線136路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都府県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路、阪神高速道路等（39路線）のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等8,595か所を選定した。

(4) 交通検問所

ア 高速道路等

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ（入路、スマートインターチェンジを含む。）（以下「IC」という。）のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を669か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付IC」173か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別IC」496か所である。その他の519か所のICは、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」とした。

イ 一般道路

緊急交通路指定予定路線の交差点のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両等を選別して通行させるための交通検問所を4か所選定した。

その内訳は、一般車両と緊急通行車両を選別する「選別交差点」4か所である。

3 留意事項

(1) 本計画において、緊急交通路の始点となる交通検問所は、原則、緊急通行車両等に対して標章等を交付する「交付IC」としている。

この点、緊急通行車両等の事前届出を行った者からの緊急通行車両等であることの確認については、都道府県警察の本部又は警察署に加え、交通検問所でも行うことができることとしているが、交通検問所は標章

交付のための車両による混雑も予想される。

このため、緊急交通路を指定しない都道府県警察にあっても、被災地へ向かう緊急通行車両等については、出発地の警察本部や警察署において標章等の交付を受けるよう、機会あるごとに関係機関・団体等に積極的に呼びかけ、交通検問所における緊急通行車両等の円滑な通行が図られるよう配慮すること。

- (2) 緊急交通路指定予定路線については、道路管理者等に対して災害対策基本法第76条の4の規定に基づく道路啓開の要請を行うことが想定されることから、当該路線の道路管理者等とあらかじめ調整しておくこと。
- (3) 緊急交通路指定予定路線が通行不能となった場合には、代替路を指定することになることから、関係都府県警察にあっては、あらかじめ代替路を選定しておくこと。
- (4) 今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し等に応じ、随時計画の見直しを行うものとする。